

調査		改算		設計 令和7年6月 日	設計者氏名	
----	--	----	--	-------------	-------	--

令和 7 年度 (債務負担)

公共下水道事業会計スマートメーター導入 設 計 書

金	円 也	(内訳)	
		備用品費	円
		通信運搬費	円
		手数料	円

一. 事業名 公共下水道事業

一. 納入場所 下田市内

一. 概 要 スマートメーター導入及び保守運用 68個

一. 業務大要 下水道検診業務の効率化を図り、スマートメーターの導入・利用を行うもの。

費目	名称	種別	細別	単位	数量	単価	金額		摘要
							全体	特殊二次製品	
	公共下水道事業会計スマートメーター導入								
備用品費	通信機・量水器			式	1.0				第1号明細書
	消費税相当額								
	小計								
通信運搬費	利用料			式	1.0				第2号明細書
	消費税相当額								
	小計								
手数料	クラウドサービス 設定手数料			式	1.0				第3号明細書
	消費税相当額								
	小計								
	合計			式					







# 仕 様 書

件 名：令和7年度(債務負担)公共下水道事業会計スマートメーター導入

期 間：令和15年11月28日限

履行場所：下田市内

業務内容：下水道検針業務の効率化を図り、スマートメーターの導入・利用を行うもの。

## ○通信機及びクラウドサービス

### 1. 適用範囲

本仕様書は、下田市上下水道課公共下水道事業が導入する自動検針システム（以下「システム」という）及び無線通信端末（以下「通信端末」という）に適用する。

### 2. 一般仕様

当事業に納入されるシステムは以下の仕様に適合するものであること。

#### (1) 通信端末

①防水型(地上設置)：保護等級はIPX8相当とする。

②電池駆動とし下表の条件下で保存1年、及び8年以上の駆動が可能であること。

項目		条件
温度		-10℃～+60℃
通信回数	メーター-通信端末間	24回以上/日
	通信端末-基地局間	1回以上/日
時刻修正		1回以上/月

③高さ200mm以内、全幅150mm以内、奥行80mm以内とする。

#### (2) 通信・機能

①通信端末は電子式水道メーター(以下「メーター」という)と有線で接続して使用する。

接続可能な電子メーターは東京都水道局自動検針通信仕様 Ver2.6A とする。

②通信端末とデータセンターとの通信はLTE-Cat.M1もしくはNB-IoTとする。

③時計機能を内蔵し、定期的(月に1回以上)補正を行う機能を有するものとする。

④毎時0分0秒に接続されているメーターの検針値を取得し、当日の0時の検針値と一緒に前日の0時～23時の検針値をデータセンターへ送信可能であること。

⑤通信端末はデータ送信が成功したことを確認する機能を有し送信の成功が確認できない場合、自動で再送信が可能なこと。

⑥データセンターから上下水道課へ検針値をメール・FAX等で通知する際に、送信の成功が確認できない場合再送信が可能なこと。

⑦データセンターからインターネットによるデータ確認、マスター変更が可能であること。

⑧通信端末は自身の電池の異常等を検知し、アラームを発呼することが可能であること。

### 3. 設置

- (1) 曜日、時間に関係なく、設置工事が可能であること（受信センターが無人であっても設置が可能であること）
- (2) 設置工事を行う際に設置ミス防止対策の手段を講ずること。

### 4. セキュリティ

受注者は国際標準規格 ISO/IEC27001 に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得していること。

### 5. 納品及び検査

受注者は通信端末を発注者が指定した場所に納品する。また保管、梱包、輸送には十分注意し、納品まで品質を維持すること。

#### (1) 検査場所

通信端末の納品検査は原則として納入場所で行う。

#### (2) 検査内容

次の検査を行う。

- ① 納品数量の確認
- ② 外観・形状検査

### 6. 納入期限

令和7年11月28日までとする。

### 7. 保守

未検針、電池電圧低下等の不具合が発生した場合は、発注者と協議の上、原則として保守、点検を行うこと。

### 8. 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

○スマートメーター対応量水器

1. 品名及び数量	温水メーター	口径 20mm	16 個
	水道メーター	口径 13mm	17 個
	水道メーター	口径 20mm	29 個
	水道メーター	口径 25mm	3 個
	水道メーター	口径 30mm	1 個
	水道メーター	口径 40mm	1 個
	水道メーター	口径 50mm	1 個
	小計		52 個
	合計		68 個

2. 納入場所 下田市 河内 地内  
(下田市河内 576 番地 下田市役所上下水道課 (落合浄水場))

3. 納入期限 令和 7 年 11 月 28 日

3. 特記事項 ※いずれもパッキン付。  
温水メーターに HF-0180 から HF-0195、水道メーターに WA-0262 から WA-0313 までの刻印を 1 つ付けること。  
スマートメーター通信機器に接続可能なこと。

4. その他 本仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて、協議を行った上、決定するものとする。

## ○利用料

### 1. 対象業務

無線通信端末により計量器等から出力される情報信号を、受信センター設備との間で自動的に送受信するサービスに係る料金を支払うもの。

### 2. 契約期間

令和 15 年 11 月 28 日限

### 3. 支払い

利用料の支払いについては、毎月 1 カ月毎の利用料を支払うものとする。

### 4. その他

本仕様書に定めのない事項及び契約の履行に、疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

温泉（増額メーター）

通し番号	種別毎	種別・口径毎	種類	増減	設置場所	口径	メーター番号	備考
1	1	1	温泉	増	中557	φ20	HF-0134	
2	2	2	温泉	増	東本郷一丁目20-11	φ20	HF-0142	
3	3	3	温泉	増	二丁目2-36	φ20	HF-0145	
4	4	4	温泉	増	西本郷二丁目3-17	φ20	HF-0149	
5	5	5	温泉	増	一丁目14-46	φ20	HF-0154	
6	6	6	温泉	増	三丁目4-22	φ20	HF-0156	
7	7	7	温泉	増	一丁目10-8	φ20	HF-0125	
8	8	8	温泉	増	一丁目1-17	φ20	HF-0127	
9	9	9	温泉	増	二丁目11-8	φ20	HF-0129	
10	10	10	温泉	増	三丁目6-24	φ20	HF-0132	
11	11	11	温泉	増	一丁目9-4	φ20	HF-0139	
12	12	12	温泉	増	武方浜4-21	φ20	HF-0143	
13	13	13	温泉	増	西本郷一丁目10-7	φ20	HF-0148	
14	14	14	温泉	増	西本郷二丁目3-17	φ20	HF-0149	
15	15	15	温泉	増	西本郷二丁目15-1	φ20	HF-0152	
16	16	16	温泉	増	武方浜7-11	φ20	HF-0151	

水道（増額メーター）

通し番号	種別毎	種別・口径毎	種類	増減	設置場所	口径	メーター番号	備考
17	1	1	水道	増	六丁目6-16	φ13	WA-0177	
18	2	2	水道	増	柿崎36-54	φ13	WA-0178	
19	3	3	水道	増	西本郷三丁目3-11	φ13	WA-0179	
20	4	4	水道	増	東中21-18	φ13	WA-0180	

井戸（増額メーター）

通し番号	種別毎	種別・口径毎	種類	増減	設置場所	口径	メーター番号	備考
21	1	1	井戸	増	二丁目3-35	φ13	WA-0207	
22	2	2	井戸	増	柿崎28-4	φ13	WA-0176	
23	3	1	井戸	増	四丁目6-9	φ20	WA-0189	
24	4	2	井戸	増	一丁目12-13	φ20	WA-0181	
25	5	3	井戸	増	一丁目12-14	φ20	WA-0182	
26	6	4	井戸	増	二丁目10-9	φ20	WA-0201	
27	7	5	井戸	増	二丁目5-22	φ20	WA-0202	
28	8	6	井戸	増	東中23-10	φ20	WA-0205	
29	9	7	井戸	増	西本郷一丁目14-5	φ20	WA-0208	
30	10	8	井戸	増	二丁目13-28	φ20	WA-0219	
31	11	9	井戸	増	西本郷一丁目14-19	φ20	WA-0221	
32	12	10	井戸	増	下田市一丁目14-7	φ20	WA-0223	
33	13	11	井戸	増	二丁目5-11	φ20	WA-0225	
34	14	12	井戸	増	二丁目9-6	φ20	WA-0226	
35	15	13	井戸	増	三丁目4-23	φ20	WA-0228	
36	16	14	井戸	増	須崎686-2	φ20	WA-0191	
37	17	15	井戸	増	須崎884	φ20	WA-0193	
38	18	16	井戸	増	柿崎20-9	φ20	WA-0203	
39	19	17	井戸	増	柿崎31-51	φ20	WA-0204	
40	20	18	井戸	増	須崎848	φ20	WA-0224	
41	21	19	井戸	増	中317-1	φ20	WA-0213	
42	22	20	井戸	増	武方浜4-17	φ20	WA-0214	
43	23	21	井戸	増	一丁目5-3	φ20	WA-0215	
44	24	22	井戸	増	一丁目13-20	φ20	WA-0216	
45	25	23	井戸	増	三丁目5-26	φ20	WA-0217	
46	26	24	井戸	増	四丁目4-17	φ20	WA-0229	
47	27	1	井戸	増	六丁目16-4	φ25	WA-0231	
48	28	1	井戸	増	武方浜4-21	φ40	WA-0197	

水道・井戸（減額メーター）

通し番号	種別毎	種別・口径毎	種類	増減	設置場所	口径	メーター番号	備考
49	1	1	水道	減	中544-1	φ13		
50	2	2	水道	減	西本郷二丁目23-1	φ13		
51	3	3	水道	減	一丁目10-10	φ13		
52	4	4	水道	減	二丁目7-18	φ13		
53	5	5	水道	減	西本郷二丁目9-26	φ13		
54	6	6	水道	減	四丁目6-7	φ13		
55	7	7	水道	減	三丁目12-12	φ13		
56	8	8	水道	減	柿崎26-11	φ13		
57	9	9	水道	減	須崎189-5	φ13		
58	10	10	水道	減	須崎676	φ13		
59	11	11	水道	減	柿崎22-43	φ13		
60	12	1	水道	減	五丁目12-1	φ20		
61	13	2	水道	減	五丁目12-1	φ20		
62	14	3	水道	減	五丁目12-1	φ20		
63	15	4	水道	減	五丁目1145-1	φ20		
64	16	5	水道	減	四丁目9-3	φ20		
65	17	1	水道	減	中544-1	φ25		
66	18	2	水道	減	五丁目12-1	φ25		
67	19	1	水道	減	五丁目12-1	φ30		
68	20	1	水道	減	五丁目12-1	φ50		

R7交換対象メーター総数 68 個  
 内、温泉メーター 16 個  
 内、水道・井戸メーター 52 個